



その他の情報

土地・家屋の調査にご協力を

税務収納課

家屋担当 ☎ 66・11114

土地担当 ☎ 66・11113

新築、増築、取り壊しなどを行った家屋の調査を実施しています。職員が伺って資料を見せていただくことがあります。ご協力をお願いします。次の場合は税務収納課までお知らせください。

○家屋を新築・増築・取り壊したとき

○家屋の利用方法を変更したとき（店舗などを居住用建物へ、居住用建物の全部または一部を店舗などへ変更したとき）

※家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

○土地の利用方法（現況地目）を変更したとき（住宅用地を畑へ、畑を駐車場へ変更したときなど）

臨時福祉給付金など申請受付、開始しました

問合せ専用電話 ☎ 66・1200

福祉課 児童課

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金・愛知県子育て支援減税手当について、8月から申請書の受付を開始しました。

申請窓口 市役所102会議室
（本館1階）

申請期限 12月26日（金）

①支給対象者と思われる方には、申請書を送りました。必要事項をご記入いただき、添付書類とともに返信用封筒で返送ください。

②申請書・添付書類の内容および支給要件などの確認を行うため、支給まで1カ月ほどかかります。（申請書などに不備があった場合は、支給がさらに遅くなります。）

※平成26年1月2日以降に転入された方については、1月1日時点の住所地への申請となりますので、当時お住まいの市町村にお問い合わせください。

交通安全「はがき作戦」

安全安心課 ☎ 66・1156

交通事故防止、交通安全意識の向上を図るため、小学生3千499人が市民の方に向けてはがきにメッセージを書きました。秋の交通安全市民運動期間中に発送します。

はがきの有無にかかわらず、常に交通安全を意識し、交通事故にあわないように気をつけましょう。

秋の交通安全市民運動

安全安心課 ☎ 66・1156

9月21日（日）～30日（火）

秋は行楽やスポーツの絶好の時期となり、外出する機会も増え、人や車の動きが活発になります。

また、この時期は、日没時刻が日増しに早まり、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者を始めとした交通弱者が交通事故にあう危険が高まりますの

で十分注意して運転しましょう。

＜運動の重点＞

- ①子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう
- ③すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ④飲酒運転を根絶しよう

安心カードを作きましょう

もしものときのために

安心カードとは、高齢の方、障がいのある方、また健康上に不安のある方などが緊急連絡先や既往歴などの情報をあらかじめ書いておくためのカードです。このカードを携行していただくことにより、万が一の際、救急活動を円滑に行うことができ便利で安心です。

◆対象者

- ①65歳以上の方
- ②障がいのある方
- ③健康に不安のある方 など

◆配布場所

長寿課・福祉課（市役所本階1階）

◆配布方法

9月1日（月）より申請書を提出いただいた方に、安心カードを配布します。
なお、家族や代理人でも申請できます。

★カードはご本人または家族が必要事項を記入し、いつも持ち歩くかばんや財布などに入れておきましょう。

★なお、このカードは公的証明および身分証明には使用できません。



長寿課 ☎ 66・1105